

「コロナ禍の諸教会を覚える」

渉外委員長 富永憲司（柏木教会牧師）

8 月の第一主日は、「世界の教会を覚える日」です。今号は、前号に引き続き、コロナ禍のもとで苦闘する教会を覚えるために、世界改革教会共同体（WCRC）の取り組みと、特に日本キリスト教会と宣教協約を結んだ教会や、公的交わりを目指している諸教会を中心に紹介しています。

さて、コロナ感染症が世界を襲って随分と経過します。今ではある程度感染対策の方法が分かるようになり、ワクチン接種や治療薬開発も進んで、諸教会も当初の混乱を脱して随分と落ち着いてきている印象を持ちます。

しかし、感染症というこの大きな出来事を経験した世界の諸教会は、あたかも何事もなかったかのように以前の日常へと戻って行く、というわけにはいかないでしょう。かつて 14 世紀から 17 世紀にかけてペストに見舞われたヨーロッパでは、「宗教改革」が良い例ですが、それまでの教会の在り方やその信仰理解に根源的な変革が起こっていったと言われます。同様に、今回の感染症の事態は、今後のキリスト教会やその神学の在り方などにある根源的な影響を与えないでは済まないと思います。

そこで、今後とも世界の諸教会がこの事態をどう受け止め、何を考え、どのように歩んでいこうとしているのか、そういうことを渉外委員会としてもご報告できればと考えています。

なお、今回、特別に香港の教会を覚えたいと思い、一文をお願いいたしました。政治的理由で匿名とさせていただきますが、かの地のキリスト教会の苦境とその戦いを祈りの内に覚えていただきたいと切に願います。

ところで、大会がどのような形で行われるかに関わらず、今秋の第 71 回大会においては、「大韓イエス教長老会（合同）The General Assembly of the Presbyterian Church in Korea（GAPCK）」と宣教協約を締結する建議案が審議されます。思い起こしていただきたいのですが、両教会が公的交わりに入るための第一回目の建議案は、一昨年 2019 年の第 69 回大会において承認可決されました。それに基づき、両教会の渉外委員会が共同で起草した宣教協約文が昨年の第 70 回大会に報告されました。今回、その協約文に基づいた両教会の宣教協約締結に関する第二回目の建議案が可決されると、日本キリスト教会としては第 5 番目に宣教協約を結ぶ教会ということになります。

ここでは、改めて「大韓イエス教長老会（合同）」の詳しい説明はしませんが（『第 69 回大会記録』参照）、韓国の主要な改革・長老教会の一つであるこの教会との宣教協約締結は、かつて日本国が犯したアジアにおける植民地支配と戦争に協力した日本キリスト教会が表明した「韓国・朝鮮の基督教会に対して行なった神社参拝強要についての罪の告白と謝罪（1990 年第 40 回大会）」が、東アジアにおいて受け入れられていく一つの過程と捉えています。日本キリスト教会は、これまでなしてきたそのような丁寧で誠実な「罪の告白と謝罪」の延長線上に、アジア・太平洋地域、そして世界の諸教会との真実な交わりを造りあげていき、エキュメニカルな宣教活動に協働して取り組んでいかねばならないと思います。

神は私たちに何を求めておられるのか？

コロナ危機における世界改革共同体の取り組み

世界改革教会共同体(WCRC)はコロナ危機が始まる以前の2017年にドイツのライプツィヒで総会を開きましたが、そこでこの世界にあって、共に命の神を「認識し、告白し、証しし、そして改革され続ける」決意を新たにしました。それは何より、2004年のアカラ総会で採択したアカラ文書に表されているように、私たち人間を含む被造物全体が深い危機の中にあるという現状認識に基づいています。様々な環境破壊、地球温暖化、拡大する貧富の格差、世界各地で現れる様々な差別やヘイト、自国中心主義、そして力を背景にした全体主義など、神が与えてくださる命を脅かす状況が私たちを取り巻いています。そのような状況はコロナウィルスの蔓延により、より顕在化し、悪化しています。

そのような状況を受けて、WCRCは、今年の12月から『神は私たちに何を求めておられるのか？コロナ、そしてコロナ後の時代における認識、告白、そして証し』と題する17回のオンラインイベントによるプログラムを立ち上げました。プログラムは教会暦に沿ってつくられ、節目となるクリスマス節(21年1月27日)、イースター節(21年3月24日)、ペンテコステ節(21年6月9日)に礼拝と神学的な討論が行われました。その合間を縫って、3つのテーマと4つの地域の状況を共有するセッションが4回設けられました。第1回目は「アフリカと女性」というテーマで、まずコロナ危機下で女性の置かれた状況に関して会長であるナジラ・カッサブ牧師初め3名の女性の発題を聞きました。アフリカの状況共有のセッションでは、難民、無国籍者、女性、政治における不正の問題、人種差別、外国人差別といった、これまでもアフリカで慢性化していた問題が、コロナ危機下でさらに深刻化している状況が具体的な例を上げて報告されました。

第2回目は「ヨーロッパとRAN(人種主義、権威主義、ナショナリズム)」というテーマのセッションでした。ヨーロッパからは、パンデミックによって最も貧しい人々大きな影響を受けており、世俗化した社会にあって教会は果たすべき役割を再考するよう求められているとの報告がありました。とりわけ、法と民主主義の支配、公衆衛生、貧困層の保護等の課題において、教会が一般市民に対して預言的メッセージを伝えることが今まさに求められています。RANのパネルディスカッションでは、人種主義的なイデオロギーが増大し、それがしばしば暴力的になっていることが取り上げられ、そうした勢力に後押しされた右翼勢力が各地の政治勢力として大きくなっていることが問題視されました。討論では、このような動きに抵抗し変革を導く草の根からの生命の神学の必要性が強調されました。

第3回のセッションは「障がい者とインドネシア」というテーマで4月に開催されました。障がい者に関するパネルでは、パンデミックとそれに伴う様々な勧告や制限が障がい者の生活に深刻な影響を与えていることが証言されました。障がい者が抱えていた差別や生活上の困難は悪化するのみならず、新たな問題も生じています。例えばワクチンの接種に関して、障がい者への配慮は全くなされていません。今まさに障がい者が教会も含めてあらゆる場面で公平に社会参与できるようにすることが求められています。インドネシアの教会からは、西パプアからの実践を踏まえた「人間中心の神学からエコロジカルな神学へ」という取り組みや、多宗教社会、多民族であるインドネシアの教会の様々な連帯の取り組みが紹介されました。

第4回は「中近東」がテーマとして取り上げられました。まずパレスチナから、強制立ち退き、ガザの人々の窮状、若者たちの現状などに関して報告され、パレスチナの状況が、植民地主義、占領、帝国という文脈から神学的に考察されました。エジプト、レバノン、

イラン、イラク、シリアの改革派教会からは「災禍の中の信仰」と題したプレゼンテーションが行なわれました。これらの地域と教会は不安定で常に様々な挑戦に晒されています。しかし、それらの災難の中で、神が共におられることを経験し、社会のための信仰と希望の代理人となるようにという神の呼びかけを聞いているという、力強い証言を聞きました。

今後はこれまでのセッションを受け、核になる100名程度の参加者による分科会が継続され、状況が許せば9月に対面での全体集会を開催する予定となっています。これまでの全てのセッションはWCRCのホームページに動画で上がっています。また全ての資料もダウンロードできます。今後も機会を見て情報を共有していきたいと思っています。

藤守義光(柏木教会・WCRC元常任委員)

コロナ禍に直面した諸教会の対応

1. 在日大韓基督教会(KCCJ)

今年もコロナ禍にあって五つある地方会の定期総会は、当初の予定(「福音新聞」4月号参照)通りには行なえずすべて延期となり、開催方法も各地方会ごとに決められ、オンライン開催か、延期の上実際に集合しての開催か、すべて郵便によるものかに分かれる。選挙をどうするかが常に課題であるが、関西地方会では郵便投票とZOOMの投票機能の両方を用いたハイブリッド選挙であった(「福音新聞」6月号3頁)。

また、隔年で行われる総会が今年の10月に予定されているものの、コロナ収束が見通せず開催時期と方法につき検討中である(6月4日現在)。総会レベルでのコロナ関係の行事として、宣教委員会が昨年の10月に「コロナ禍を乗り越え、ポスト・コロナ時代を展望するKCCJ」の主題の下に「コロナ時代におけるKCCJ宣教の課題」という副題をもってリモート討論会を行ない、その主題講演は「福音新聞」11月号から2021年1月号にかけて、上・中・下として掲載された。総会発行の「福音新聞」は、報道誌として出来事を迅速に伝えることを旨としており、コロナ禍にあっても教会間の情報共有に役立っている。

2. 日本キリスト改革派教会(RCJ)

コロナ禍の始まった早い時期に「大会議長声明」、「神学的考察」、「信仰的指針」、「注意喚起」を整えつつ、「大会執事活動委員会」が継続して各教会・伝道所にアンケートを実施し、その結果を配信。全教會的に情報共有と相互扶助が図られている。また、コロナ前から設けられている「教会の牧会に関する特別委員会」によって、信徒のみならず牧師や教会役員(長老・執事・伝道所委員)のメンタル・ヘルスへの配慮もなされている。

第73回年度(2018年～2019年)から大会年度を7月末で区切り、10月と翌年6月の二回、定期大会開催することになっているが、2020年6月の大会、同年10月の大会、今年2021年6月の大会共中止となり、決議が必要な議案については仮決議がなされた。大会での決議方法等は「憲法委員会第二分科会」の助言の下、慎重に実施されている。また、会員総会の実施の困難と、聖餐式を実施できない問題については、「憲法委員会第二分科会、第三分科会」がそれぞれ検討を加え、検討結果は神学的・実践的指針として「大會時報」(No.237、2020年12月28日発行)に掲載された。

3. 日本基督教団全国連合長老会

6月7日～8日にかけて予定されていた「第46回全国連合長老会会議」(於：横浜指路教会)は昨年と同様「書面表決によって開催」された。「会議資料」には全国に九つある地域

連合長老会に加盟する各教会の現状が記され、情報共有が図られている。また、月刊の機関紙「宣教」でもコロナにまつわる主題がしばしばとりあげられ、過去の「主張」欄は連長のホームページで公開されている（zenrencho.jp）。また、日本基督教団改革長老教会協議会が発行する『季刊 教会』121号（2020年12月発行）もコロナ特集を組み、連長の議長および改革長老教会協議会議長（＝連長の渉外委員長）の論説、連長の9つの地域連合長老会からの論考を揃え、諸教会の取り組みを報告しつつ、今後の指針と解決すべき課題を提示。改革教会の使命を確認している。

香港の教会から

皆さま、香港の教会のためにお祈りいただきありがとうございます。私たちはこの2年間、前例のない困難に直面しております。

他の諸国と同様に、私たちも新型コロナウィルスと格闘しておりますが、私たちの経済的な打撃は甚大です。「ソーシャル・ディスタンシング」の政策により、教会の集まりも当然のごとくオンラインでの集まりになってしまっています。でも、香港の人々を最も悩ませ失望させているのは、政治状況のあまりに急激な変化で、香港市民一同を言葉に尽くせない失望の中に落とし込んでしまっています。

2019年6月の逃亡犯条例改正案運動（香港民主化運動）以降、香港の言論と集会の自由は大幅に縮小させられています。この運動の1年後に、より残忍な施策すなわち国家安全保障法の施行がなされるとは、私たちは予想さえしていませんでした。

2019年には、100万人を超える人々が逃亡犯条例改正案に抗議するために平和的に街頭に出ましたが、暴力的な警察権力によって抑圧されるという結果となりました。私たちが街頭で闘っていたとき、そして大学構内で若者たちが抗議していたとき、政府は人々の声に一切関心を示しませんでした。逃亡犯条例改正案運動に関連する政治的な逮捕は、2020年6月以来止むことはありませんでした。現在、はっきりと意見を述べた民主活動家、政治家、ジャーナリストを含む10,000人以上が起訴され、彼らは現在投獄されています。

立法評議会の選挙が政府によって中止とされただけでなく、毎年実施している1989年の天安門事件の抗議行動の犠牲者追悼集会は、6週間の期間に地元で感染した事例は報告されていなかったにもかかわらず、感染症防止を口実に今年は再び禁止されました。悲しいことに、それに加えて立法評議会の選挙制度もまた、どこがどう修正されたのかさえわからないほどに、無理やりに変更されてしまいました。1989年の天安門事件の追悼集会が毎年行なわれていた公園に近づくと、警察によって所持品検査が行なわれています。

私たちは皆、香港がこのままであり続けることはないということを知っています。

この社会状況の下で、信仰者たちは、それぞれに政治的主張の違いによって分裂しています。牧師や教会の指導者たちは他の国に移住することを計画していますが、そうなれば引退のためにすでに牧師が不足している状況は改善しません。

香港の教育制度について言えば、政府はまた、学校管理と小中学校のカリキュラムに国家安全保障法の要素を盛り込みました。学校付きの牧師は、学校での彼らの役割および教会と学校との関係について学びなおし、適正化する必要があります。（多くの教会は学校と会場を共有し、そこで聖日礼拝を行っています。）

私たちはこれまで以上に皆さんの多くの祈りの支援が必要です。今後も香港に留まる牧師、指導者、信者らの霊性と心の健康のためにも祈っていただく必要があります。この激動の中であって、私たちが主に忠実であり、真理から離れず正義を実践し、主の御光が暗闇と絶望の中で希望、慰め、癒しをもたらしてくださるよう、手を差し伸べてください。